

第12回専門委員会での 各委員からの主なご意見

令和2年12月21日

第12回専門委員会（2020/11/9）での各委員からの主なご意見

- マッチングサイトの運営事業者の責任範囲はどこまで及ぶのかというところを明確にし、利用者が理解して利用することが必要ではないか。
- 子どもの命を預かる仕事なので、直接利用者が保育士、ベビーシッターを選べるような仕組みを作るとか、サイト側に運営の責任をかなり持たせるべきではないか。
- マッチングサイトガイドラインの情報開示について、マッチングサイトはあくまで掲示板を提供する事業であり、事故時なりの責任は保護者または個々のベビーシッターに帰属することになる。保護者はベビーシッターの選択に大きな責任があり、マッチングサイトにはその責任を負えるだけの保護者に対する最大限の情報提供が不可欠である。この観点でマッチングサイトガイドラインを改正し、客観的な情報を可能な限り提供することを義務づけていくべきではないか。具体的には、例えばトラブル件数（解決済みや対応中、未対応など）やトラブルの内容をはじめベビーシッターの登録状況、研修受講状況など様々な客観的な数字を原則公開とすべきである。さらに公開した状況を時系列で公表していくことが必要ではないか。
- ガイドラインの今回の改正点をきっちりやれば、犯罪の防止等に大分つながる部分はあると思うが、これをどこまで各マッチングサイトがやれているかというものを、どの程度定期的に、またどの程度チェックしていくのかということもまた大事ではないか。
- 都道府県への届出状況は、データベースの計画とも関係し、非常に重要なチェックポイントになるため、登録時及び定期的な届出状況の確認は、マッチングサイトの場合には特に義務づけなどが必要ではないか。
- 研修と事後のフォローについては、一定レベルをしっかり設けて、それをクリアするような形にし、事業を始める前にしっかりスタートラインを担保していける形にすべきではないか。
- レビューについて、公開するものは低評価を出しにくいというところがあるので、公表されない部分で保護者が保育者に対する意見や要望を、きちんと運営事業者、マッチングサイト側に伝えられる機能を義務づけに近い形で設けさせるべきではないか。
- トラブル解決のための措置について、マッチングサイトガイドラインにいろいろなところを紹介していくことと書いてあるが、案内したその後どうなったのかを把握するべきではないか。問題報告があつて、それを最後までどのように整理していったかが大事ではないか。
- （保護者に保育者の利用規約遵守状況を確認するため）定期的にアンケートを取ってフォローするという検討項目案について、フォローについては苦情の電話でもメールでもよく、とにかく実施することが大事であり、アンケートにこだわるものではないため、アンケート「等」としてはどうか。